

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

京都市教育委員会
委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第13号

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する
規則

京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「担当係長」の右に「，主任指導主事」を加える。

第3条第5項中「指導主事」を「主任指導主事及び指導主事」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)